

早めに済ませましょう

2月16日～3月15日

所得税・市県民税ともに



市役所では

市県民税の申告

二月十六日 から三月十五日
まで(土日曜を除く)の午前
九時から午後五時まで、市役所
市民税課で受け付けます。記入

済みの人は郵送でも受け付けま
す。

各コミュニケーションセンターでも
次の日程で市役所以外でも申
告を受け付けます。いずれも午
前九時三十分から十一時三十分
までです。

日時〃 3月1日 3月2日
3月3日、午前9時～11
時30分 会場〃 は第三コミュニ

期間中は大変込み合います(昨年の様子)

二ティセンター は第五コミュニ
二ティセンター は第二コミュニ
二ティセンター

市県民税の申告が必要な人

一月一日現在、市内に住所が
あり、次に該当する人は市県民
税の申告をしてください。

営業・農業・不動産・配当
などの所得があった 給与所得
者で給与のほかに農業・不動産・
配当・雑などの所得があった
年金・恩給のみ受けていた人で
各種控除(社会保険・扶養など)
がある 病气、失業、学生など
で所得がなく、誰の扶養にもな
っていない パートなどの収入
があった 扶養者が市外で課税
されている。

申告用紙

前年実績に基づき、該当する
と思われる人には申告用紙を二
月六日 に郵送します。用紙が
届かなくても、前記の条件に当
てはまる人は、市民税課 支所・
出張所へ請求してください。申
告書は「市県民税の申告書の手

引」を参考に、自分で記入して
ください。

市県民税の申告が不要の人

税務署へ所得税の確定申告
をした 給与所得だけで、勤務
先から「給与支払報告書」が提
出されている人。

農業所得は収支計算で

農業所得は収支計算で所得を
計算することが原則です。給与
所得を主としている人も、農業
所得と給与所得や退職所得以外
の所得(不動産・利子・配当・
一時所得など)の合計額が二十
万円を超えるときは確定申告を
合計額が二十万円以下の場合
は市県民税の申告をしてください。
なお、農地を持っていて前年
中に農作物の販売収入がなかつ
た人はご連絡ください。

…問い合わせは市民税課 8
90 6203へ。

市役所へは 公共交通機関で

税金の申告が始まると、多く
の人が市役所を訪れるため、市
役所駐車場や周辺道路が大変混
雑します。駐車場へ入るのにも
かなりの時間がかかる場合もあ
ります。

市役所への来庁は、できるだけ
公共交通機関をご利用くださ
い。ご協力をお願いします。

…問い合わせは管財課 89
0 6652へ。

きちんと自分で申告を